

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部区画整理課（審査）（06-6208-9418）
処分課（担当）名	都市整備局市街地整備部区画整理課（清算）（06-6208-9437）
処分の名称	分納清算金の繰上納付
概要	土地区画整理事業にかかる清算金の分納を認められた方が、施行者の承諾を得て、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができます。
根拠法令等 及び条項	土地区画整理法第110条第2項 土地区画整理法施行令第61条第3項 大阪都市計画事業加島地区土地区画整理事業施行規程第23条第6項（平成3年9月26日 条例第38号） (大阪市例規URL) https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html
審査基準	次の場合に繰上納付の許可を行う。 ・清算金の分納が認められていること ・未納の清算金があること ・特段の支障がないこと
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部区画整理課（清算）
提出時期	隨時
提出方法	相談窓口にご連絡下さい。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部区画整理課（清算）
ホームページ	
備考	